

教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年10月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和2年10月26日(月) 1日間 至 令和2年10月26日(月)				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生		委員 岡田 三栄子		
	委員 樋口 潔		委員 酒井 英隆		
	委員 佐々木 和代				
欠席委員	な し				
説 明 者	教育次長	相馬 直子	学校教育課長	柴田 勝久	
	社会教育課長	植田 弘志	総括指導主事	高岡 弘安	
	学校給食センター所長	増田 靖彦			
署名委員	委員 酒井 英隆		委員 佐々木 和代		
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会議に付した事件

項目	件名	結果
審議事項	議案第21号 与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱の制定について	承認可決

協議及び報告事項

項目	件名
協議事項	(なし)
報告事項	(なし)
その他	・今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年10月26日 午前9時30分から午前10時18分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第7回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願ひいたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(樋口委員)

一部文言の修正をお願いいたしました。

(塩見教育長)

それでは指摘の箇所を整理した上で修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名をお願いしたいと思います。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

今年は残暑が厳しかったので、急に寒くなったようにも感じますが、10月に入り、非常にさわやかな日が続いております。

委員の皆様方には、こども園訪問並びに学校訪問をお世話になっておりまして、ありがとうございます。各学校・園ともに、いよいよ2学期も後半に入り、また、年度を通して後半戦となりました。訪問時に見ていただきますとおり、各学校・園とも新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、教育活動を実施しているということで、大変、ご苦労いただいていると思っております。訪問時におきましては、日頃感じておられることなどもお話していただくなど、与謝野町の学校教育がより一層推進していきますように、ご指導等よろしくお願ひいたします。

こども園や小・中学校の状況についてですが、まず、こども園におきましては、感染防

止対策を行いながら、学年別に曜日を変えて、運動会を実施したと聞いております。例年とは違う形となりましたが、子どもたちにとっては楽しい運動会が開催できたのではないかと考えております。

小学校では、平日または土曜日に、校内マラソン大会が開催されました。日頃の練習の成果を十分に発揮したのではないかと考えております。また、各校でのマラソン大会を受けて、10月17日には、小雨の降るあいにくの天気ではありましたが、与謝地方小学校駅伝競走大会が阿蘇シーサイドパークで開催されました。感染症対策として、2部に分けて、また、観客も一定制限をしての開催ではありましたが、友だちやご家族の皆様の声援を受けて、精一杯頑張っておりました。

また、同日、丹後ブロック中学校駅伝競走大会が京丹後市の峰山総合公園の周辺コースで開催されました。当該大会につきましても、雨の中での開催ではありましたが、結果、橋立中学校の男女、江陽中学校の男子が、来る11月15日（日）に丹波自然公園の周辺コースで開催される京都府中学校駅伝競走大会に出場することとなりました。大変喜ばしく考えております。それから、10月24、25日には、与謝地方中学校新人総合体育大会が開催されました。大会が実施できたことが、子どもたちにとっては励ましになり、意欲につながっていくのではないかと考えております。

10月18日（日）には、青少年育成協会主催による「親子で遊んでティータイム」という事業が野田川フォレストパークで開催されました。この日は天気に恵まれまして、23組の親子がニュースポーツなどを楽しんでおりました。親子で良い一日を過ごしてくれたと考えております。また、「子どもの読書本のしおりコンテスト」におきましては、加悦小学校の2年生の女子児童が佳作に入選しております。

中学校では、予定どおり中間テストが実施されております。また、職場体験学習につきましては、橋立中学校は35の事業所のご協力を得て、すでに実施し、加悦中学校は10月28日から2日間にかけて、20の事業所を訪問させていただく予定です。江陽中学校につきましては、今年は実施されません。修学旅行につきましては、10月28日（水）から30日（金）にかけて、加悦中学校と江陽中学校の2校が淡路島・鳴門・金刀比羅宮・姫路等に行く予定です。

社会教育の関係ですが、ガラス釧の展示を古墳公園で実施しております。3年に1度の実物展示となります。11月23日まで展示しておりますので、お時間が許せば、見学していただければと思います。

今後の主な日程でございますが、蕪村顕彰全国俳句大会につきましては、今年度は表彰式は実施いたしません。各賞を決定した上で、句集を作成してご参加いただいた方にお送りしたいと考えております。令和のBuson俳句大賞については現在募集中でございます。各学校とも年度当初の臨時休業等の関係で、例年どおりには取り組めておりませんが、現時点、令和3年2月13日に表彰式を開催する予定としております。子ども発表会につきましては、12月6日（日）午後2時から、野田川わくぱるで開催する予定ですが、観客につきましては一定制限させていただく予定ですので、ご理解いただきたいと思います。なお、音楽フェスティバルにつきましては、学校が集っての開催はできませんので、KYTが会場校へ撮影に行き、後日、放映したいと考えております。今年度は、加悦小学校、市場小学校、山田小学校、岩滝小学校、江陽中学校の5校が参加いたします。最

後にイングリッシュキャンプですが、今年度は宿泊を取りやめ、12月13日に知遊館で開催したいと思っております。規模は縮小しつつも、グローバル社会で生きる子どもたちに様々な力をつけていきたいという思いで実施いたしますので、ご理解いただければありがたいと思います。

報告は以上でございます。何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(岡田委員)

加悦中学校・江陽中学校の修学旅行ですが、今のところ全員参加の予定ですか。

(高岡総括指導主事)

修学旅行への参加同意書につきましては全員提出されていると聞いております。

(塩見教育長)

小学校の修学旅行の日程を紹介してください。

(相馬教育次長)

岩滝小学校と石川小学校が11月12日・13日、三河内小学校と市場小学校が11月18日・19日、加悦小学校が11月19日・20日、山田小学校が11月26日・27日の予定です。

(塩見教育長)

各校とも例年とは少し行き先を変えておりますが、実施の方向で考えているということです。

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

はじめに、「議案第21号 与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱の制定について」を議題といたします。提案理由等の詳細を柴田学校教育課長が説明いたします。

(柴田学校教育課長及び増田学校給食センター所長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(岡田委員)

支援については実施すべきだと思います。ちなみに、給食用として確保していただいたお米や牛乳、パンなどで余った分はどうされたのでしょうか。

(増田学校給食センター所長)

パンにつきましては、京都府学校給食会から小麦を調達されておりまして、使わなかった分は小麦のまま置いておかれます。お米についても米のまま保存されます。給食再開後に、それらの備蓄分から使われているという状況です。

(岡田委員)

夏休みを短縮する等で授業日数の回復を図っておられますので、その分は除いて実際に実施できなかった分について保障するという考え方でよろしいですか。

(増田学校給食センター所長)

牛乳に関しましては、学校再開後の授業日数の確保等により現在のところ保障の必要性はないと考えております。ただし、パンにつきましては、週1回の実施であるため、すべての予定日数を回復しきれれておりません。その分につきましては、給付金で対応したいと考えております。

(樋口委員)

通常、献立はいつ頃考えられて、業者さんには何日前ぐらいに発注されるのですか。

(増田学校給食センター所長)

献立につきましては、学校給食センターの運営委員会の献立部会で約2か月前に献立の素案を作成し、材料につきましては概ね1週間から10日前に発注をかけています。

(酒井委員)

今回の要綱にある給付金の積算式は、どういう根拠に基づいて定められたのですか。また、そもそもの話で恐縮ですが、今回、この給付金について、町の規則等ではなく、教育委員会の要綱として定められたのはなぜですか。

(増田学校給食センター所長)

給付金の支給額の積算につきましては、パンについては京都府学校給食会、牛乳については全国農業協同組合連合会から、全国的に、こういう計算式で支給してもらいたいと提示のあったものをそのままあてております。なお、お米につきましては、町の農林課に確認しまして、利益率等をもとに算出させていただいたところです。

(柴田学校教育課長)

要綱にした理由ですが、補填に関しては、全国学校給食会連合会から一定の基準を示していただいておりますが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として活用するということもあり、町独自の判断が必要であるということがありましたので、要綱にさせていただいております。また、交付については教育長が行うということで、教育委員会告示という形を取らせていただいたところです。

(塩見教育長)

それでは、「議案第21号 与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱の制定について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第21号 与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱の制定について」は、提案のとおり承認されました。

(塩見教育長)

次に、日程第5「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

(植田社会教育課長)

2点、現状報告をさせていただきます。

1点目は、本年3月まで宮津海陸運輸株式会社様所有のSL広場で展示しておりました車両についてでございます。全27両のうち、国重要文化財指定の1車両と本町指定の文化財である旧加悦鐵道車両群のうちの2両を本町が宮津海陸運輸株式会社様から譲り受けて、保存活用するという方向で、現在、協議しておりますので、ご承知おきください。

2点目は、令和3年与謝野町成人式です。成人式につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、例年とは異なる方法で開催する予定で計画しております。開催日につきましては、令和3年1月10日(日)の午後。場所は野田川わーくぱるです。対象者を2グループに分け、2回に分けて開催する予定としております。可能な限り時間を短縮して実施したいと考えておりますので、来賓につきましては、本町町議会議長のものとさせていただきたいと思っております。教育委員の皆様方には例年、式へのご出席をお願いしておりますが、令和3年につきましては、ご案内をさせていただかないことといたしますので、誠に申し訳ございませんが、ご了承いただきたいと思います。

(酒井委員)

実施時期が1月なので先が読めないところではありますが、もし仮に実施できないとなると、お着物を用意されたり、レンタルされたりすることに関わって、金銭的な事情が出てくる可能性があるという点が気になります。また、町外に住んでおられる方も多いため、帰省できないといったようなことにならないかと危惧します。新型コロナウイルスの感染状況によっては変更もあり得る、あるいは、中止することもあるということをおあらかじめご案内しておく必要があるのではないのでしょうか。

(植田社会教育課長)

現時点では延期は考えておりません。町内の着物業者さんには相談に行かせていただき、調整をしております。今のところ、国の緊急事態宣言が発令されたり、移動制限が出され

た場合を除き、with コロナ社会ということも踏まえて、実施したいと思っております。

現在、国からは施設の使用制限の解除が示されておりますが、与謝野町におきましては11月末までは収容人数の1/2を上限とすることとしております。12月以降に変更となる可能性もありますが、成人式につきましては自主的に制限をかけて実施しようと思っております。感染状況によって開催方法や内容を変更する必要は生じるかもしれませんが、できる限り中止や延期は避けたいと考えております。

(塩見教育長)

参加者への周知方法などについては検討しておいてください。その他、何かありますか。

(相馬教育次長)

次回の教育委員会につきましては、11月26日(木)午前9時30分からお世話になりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午前10時18分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第 2 1 号

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱の制定について

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 1 0 月 2 6 日

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

提案理由

本要綱については、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業(学校保健安全法(昭和 3 3 年法律第 5 6 号)第 2 0 条に規定する臨時休業をいう。)によって給食食材等の発注取消等の影響を受けた事業者等を支援するため、制定を行うものである。

○与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱

令和2年●月●日
教育委員会告示第●号

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号）に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に規定する臨時休業をいう。以下同じ。）によって学校給食食材等の発注取消等の影響を受けたものを支援するため、予算の範囲内で給付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者、給付金の額等)

第2条 給付金の交付対象者、給付金の額等は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 学校給食関連事業者等応援事業 別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(2) 学校給食関連事業者等補填事業 別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項各号に規定する事業が他の補助金等の交付の対象となるときは、この告示による給付金は、交付しない。

(交付申請)

第3条 給付金の交付を受けようとする交付対象者は、与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、教育長が別に定める日までに教育長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第5条 申請者は、第3条の申請内容を変更しようとするときは、速やかに与謝野町学校給食関連事業者支援給付金変更交付申請書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、変更の適否を決定した上で、与謝野町学校給食関連事業者支援給付金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により交付決定のあった者は、与謝野町学校給食関連事業

者支援給付金請求書（様式第5号）により教育長に給付金を請求するものとする。

2 教育長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに給付金を交付するものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年●月●日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

学校給食関連事業者等応援事業

交付対象者	基準額	給付金の額
年間を通して学校給食食材等の安定供給が図れるよう町と約している事業者等であって、令和2年4月1日以後において、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業による学校給食の食材等の発注について影響を受けた者	次に掲げる食材等の区分に応じ、当該各号に掲げる方法で算定した額（小数点以下切り捨て）を基準額とする。 (1) パン パンの種類毎に次の式によって算定された額を合計した額 $(\text{発注取消パン個数} - \text{代替授業時パン数}) \times (\text{パン加工単価} + 5.5 \text{円}) \times 0.9$ (2) 牛乳 $(\text{発注取消牛乳本数} - \text{代替授業時牛乳本数}) \times (\text{牛乳供給単価} - \text{生乳単価}) \times 0.8$ (3) 米 $(\text{米使用減少量} - \text{代替授業時米使用量}) \times (\text{米売却単価} - \text{米仕入単価})$ (4) その他教育長が認める食材等 教育長が認める額	別表第2に掲げる額

備考

1 発注取消パン数、代替授業時パン数及びパン加工単価とは、それぞれ次の数値を表すものとする。

発注取消パン数 新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業によって、町が既に発注していたパンについて、その発注の全部又は

一部を取り消した場合における当該パンの個数

代替授業時パン数 新型コロナウイルス感染症対策によって臨時休業となった授業日の代替として、学校の休業日に授業が実施される際の給食において提供されるパンの個数

パン加工単価 パン1個当たりのパン米飯加工委託料の額（小数点第2位以下切り捨て）

- 2 発注取消牛乳本数、代替授業時牛乳数、牛乳供給単価及び生乳単価とは、それぞれ次の数値を表すものとする。

発注取消牛乳本数 新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業によって、町が既に発注していた牛乳について、その発注の全部又は一部を取り消した場合における当該牛乳の本数

代替授業時牛乳本数 新型コロナウイルス感染症対策によって臨時休業となった授業日の代替として、学校の休業日に授業が実施される際の給食において提供される牛乳の本数

牛乳供給単価 町と学校給食用牛乳供給業者との間で令和2年度に契約した牛乳1本当たりの価格

生乳単価 一般社団法人中央酪農会議27年度ブロック別の乳価（平成28年12月26日付中酪（業務）発第288号）のうち200cc換算の価格

- 3 米使用減少量及び代替授業時米使用量とは、それぞれ次の数値を表すものとする。

米使用減少量 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業の影響により例年と比較し減少した米の使用量

代替授業時米使用量 新型コロナウイルス感染症対策によって臨時休業となった授業日の代替として学校の休業日に授業が実施される際の給食における米の使用量

米売却単価 米納入業者が町へ米を売却する際の1kg当たりの価格

米仕入単価 米納入業者が町へ納入するために仕入れた米の1kg当たりの価格

別表第2（第2条関係）

別表第1で算出した基準額	給付金の額
2万円以上～4万円未満	2万円
4万円以上～7万円未満	4万円

7万円以上～10万円未満	7万円
10万円以上～15万円未満	10万円
15万円以上～25万円未満	15万円
25万円以上～35万円未満	25万円
35万円以上～45万円未満	35万円
45万円以上～55万円未満	45万円
55万円以上～70万円未満	55万円
70万円以上～90万円未満	70万円
90万円以上～110万円未満	90万円
110万円以上	110万円

別表第3（第2条関係）

学校給食関連事業者等補填事業

交付対象者	給付金の額
年間を通して学校給食食材等の安定供給が図れるよう町と約している事業者等であって、令和2年3月2日から同月23日までの期間に新型コロナウイルス感染症対策の影響による学校の臨時休業によってパン、牛乳、米その他教育長が認める学校給食の食材等の発注について影響を受けた者	次に掲げる食材等の区分に応じ、当該各号に掲げる方法で算定した額 (1) パン パンの種類毎に次の式によって算定された額を合計した額 $\text{発注取消パン数} \times (\text{パン加工単価} + 5.5 \text{円}) \times 0.9$ (2) 牛乳 発注取消牛乳本数 \times (牛乳供給単価 $-$ 生乳単価) \times 0.8 (3) 米 米使用減少量 \times (米売却単価 $-$ 米仕入単価) (4) その他教育長が認める食材等 教育長が認める額

備考

- 1 発注取消パン数及びパン加工単価とは、それぞれ次の数値を表すものとする。

発注取消パン数 新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業によって、町が既に発注していたパンについて、その発注の全部又は一部を取り消した場合における当該パンの個数

パン加工単価 パン1個当たりのパン米飯加工委託料の額（小数点第2位以下切り捨て）

2 発注取消牛乳本数、牛乳供給単価及び生乳単価とは、それぞれ次の数値を表すものとする。

発注取消牛乳本数 新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業によって、町が既に発注していた牛乳について、その発注の全部又は一部を取り消した場合における当該牛乳の本数

牛乳供給単価 町と学校給食用牛乳供給業者との間で令和元年度に契約した牛乳1本当たりの価格

生乳単価 一般社団法人中央酪農会議27年度ブロック別の乳価（平成28年12月26日付中酪（業務）発第288号）のうち200cc換算の価格

3 米使用減少量、米売却単価及び米仕入単価とは、それぞれ次の数値を表すものとする。

米使用減少量 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業の影響により例年と比較し減少した米の使用量

米売却単価 米納入業者が町へ米を売却する際の1kg当たりの価格

米仕入単価 米納入業者が町へ納入するために仕入れた米の1kg当たりの価格

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

与謝野町教育委員会
教育長 様

申請者
住 所

事業者名

代表者氏名

印

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付申請書

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱第3条の規定により、給付金の交付について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業費の内訳 別紙のとおり
- 2 交付申請額 学校給食関連事業者等応援事業 円
学校給食関連事業者等補填事業 円
- 3 添付書類
 - ・事業費の詳細がわかる書類
 - ・その他教育長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

与謝野町指令第 号

事業者名

代表者氏名 様

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった与謝野町学校給食関連事業者支援給付金については、下記のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

年 月 日

与謝野町教育委員会
教育長



記

- 1 交付決定額 円
- | | | |
|---|--------------------|---|
| 〔 | うち、学校給食関連事業者等応援事業分 | 円 |
| | 学校給食関連事業者等補填事業分 | 円 |
- 〕

- 2 不交付の理由

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

与謝野町教育委員会
教育長 様

申請者
住 所

事業者名

代表者氏名



与謝野町学校給食関連事業者支援給付金変更交付申請書

年 月 日付け 与謝野町指令第 号で交付決定のあった与謝野町学校給食関連事業者支援給付金について、与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請内容を変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 変更後の事業費の内訳 別紙のとおり

2 変更交付申請額

学校給食関連事業者等応援事業	当初	円
	変更後	円
	(増減額)	円)
学校給食関連事業者等補填事業	当初	円
	変更後	円
	(増減額)	円)

3 添付書類

- ・変更後の事業費の詳細がわかる書類
- ・交付決定通知書の写し
- ・その他教育長が必要と認める書類

様式第4号（第5条関係）

与謝野町指令第 号

事業者名

代表者氏名 様

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで内容の変更交付申請のあった与謝野町学校給食関連事業者支援給付金については、下記のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

年 月 日

与謝野町教育委員会
教育長



記

- | | | | | |
|---|--------------------|------|----|----|
| 1 | 交付決定額 | 当初 | 円 | |
| | | 変更後 | 円 | |
| | | (増減額 | 円) | |
| 〔 | うち、学校給食関連事業者等応援事業分 | 当初 | | 円 |
| | | 変更後 | | 円 |
| | | (増減額 | | 円) |
| | 学校給食関連事業者等補填事業分 | 当初 | | 円 |
| | | 変更後 | | 円 |
| | | (増減額 | | 円) |
| 2 | 不交付の理由 | | | |

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

与謝野町教育委員会
教育長 様

申請者
住 所

事業者名

代表者氏名

印

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金請求書

与謝野町学校給食関連事業者支援給付金につきまして、与謝野町学校給食関連事業者支援給付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額	円
-----	---

振込先金融機関・店名	本店 ・ 支店
預金種別・口座番号	普通 ・ 当座 No.
口座名義	フリガナ